水稲うるち玄米ＤＮＡ分析実施規程

規程の例

会社名（団体名）

１　目的

　　水稲うるち玄米のＤＮＡ分析（以下「ＤＮＡ分析」という。）は、検査対象品種に異品種の混入が視覚により認められた場合又は異品種の混入の有無が視覚により判断できない場合において、異品種の混入率を確認するために行うものとする。

２　ＤＮＡ分析機関の選定

　　ＤＮＡ分析機関の選定に当たっては、ＤＮＡ分析を迅速に実施することができ、かつ、その判別結果に高い信頼性を有する分析機関を選定するものとする。

３　ＤＮＡ分析管理簿の整理

　　検査請求者から別記様式１号によるＤＮＡ分析同意書の提出があったときは、別記様式２号のＤＮＡ分析管理簿へ整理するものとする。

　　なお、会社（本会）は、検査請求者に対し、ＤＮＡ分析に要する日数、費用及び支払方法その他必要な事項を説明するものとする。

４　ＤＮＡ分析試料の採取

　　ＤＮＡ分析を行う試料（「以下ＤＮＡ分析試料」という。）は、農産物検査に関する基本要領（平成21年５月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知）別紙７成分検査の実施マニュアルのⅠの第１に準じて採取を行うものとする。なお、品位等検査のために採取した試料がある場合は、当該試料をＤＮＡ分析試料とする。

５　ＤＮＡ分析試料を採取した検査荷口の保管

　　４によりＤＮＡ分析試料を採取した検査荷口は、ＤＮＡ分析結果を踏まえた銘柄検査が終了するまでの間、会社（本会）が適切に保管するものとする。

６　ＤＮＡ分析結果の検査請求者への連絡及び保管

　　ＤＮＡ分析機関から、ＤＮＡ分析結果の通知があったときは、検査請求者に分析結果の通知の写しを送付するものとする。また、正本は会社（本会）において保管するものとする。

７　ＤＮＡ分析に要する費用

　　ＤＮＡ分析に要する費用については、業務規定に定める検査手数料とは別に、検査請求者に求めることができるものとする。

（附則　令和〇年〇月〇日施行）

別記様式１号

様式１の例

ＤＮＡ分析同意書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 年産 | 品種 | 包装 | 量目 | 数量 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

　上記について、ＤＮＡ分析を行うことに同意します。

　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　請求者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　㊞

（登録検査機関）名　　　称

　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　殿

別記様式２号

様式２の例

令和　　年産水稲うるち玄米ＤＮＡ分析管理簿

○○○○登録検査機関

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 同　意  年月日 | 氏名又は  名称 | 種類 | 品種 | 生産  年度 | 包装 | 量目 | 数量 | 分析試料  発送日 | 分析結果  受理日 | 分析  結果 | 銘柄証明  年月日 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |